

## 1 概況

当事業団は、新井総合文化ホール（現・妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター、妙高市図書館）の建設に合わせ、市民の手による芸術文化活動の推進組織として設立されました。

公益法人制度改革関連3法に基づき、本年4月1日をもって「公益財団法人妙高文化振興事業団」に移行しますが、これまでも、個性と心豊かな地域文化、市民文化を推進するため、市民の学習の機会や発表、優れた芸術文化活動の鑑賞の場を提供する事業を実施するとともに、芸術文化活動の振興に資する公共施設の管理運営等を実施してまいりました。

また、指定管理制度開始後においても、利用者の視点に立ち、「安全・安心・快適」なサービスを提供できるように受託施設の管理を行い、併せて常に効率的な運営を心がけてまいりました。

今後においても、公益財団法人として、その設置目的にそって市民に喜ばれる事業を実施するとともに、受託施設の利用促進に努めてまいります。

## 2 基本方針

公益財団法人に移行後も、設立当初の理念を引継ぎ、「市民の自主的な芸術文化活動を推進し、市民文化の向上と地域文化の創造を図り、健康で明るく、こころ豊かな市民社会形成に寄与する」ことを定款の目的に掲げ、これまで以上の公益増進を目指し、各種公益目的事業を実施することにより、当事業団に与えられた役割を果たしていくよう努力してまいります。

## 3 事業内容

### (1) 公益目的事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第4条）

#### ①魅力ある芸術文化鑑賞機会の提供

質の高い舞台公演を通じ、地域に住む人々の芸術文化享受の機会増大を図ります。

ア オーケストラ・アンサンブル金沢 妙高公演

イ Noism2 妙高公演

#### ②市民参加協働事業の充実

市民の企画や参加する事業を通じ、地域の芸術文化活動を喚起します。

ア けやきの森ジュニア合唱団

イ 妙高ヴァイオリン教室（幼児・初心者向け）

ウ 青年団リンク高山植物園プロデュース演劇教室

エ マイ マリンバ!

オ スタインウェイをマイピアノに!!

#### ③教育機関や演奏家、芸術カンパニー等と連携した事業の推進

大学等と連携した事業や学校等への出前公演、芸術カンパニーによるワークショップなどを通して、より多くの子供たちに文化芸術との出会いの機会を提供し、将来の観客と芸術家を育成します。

また、演奏家等と連携し、リーズナブルな料金の文化公演を提供することにより、気軽に文化に触れるきっかけ作りを行います。

- ア 出前演劇ワークショップ（上越教育大学）
- イ 市内5歳児対象 音楽アウトリーチ公演（県内演奏家等）
- ウ バレエ初心者ワークショップ（新国立劇場バレエダンサー）
- エ ワンコインコンサートシリーズ（県内演奏家等）
- オ ワンコイン日本の伝統芸能シリーズ（日本舞踊）

#### ④芸術文化関係団体や市との協働によるまちづくりのための事業実施

芸術文化関係団体と連携して、伝統芸能の保存継承や市民ボランティアの養成を通じ、賑わいのあるまちづくりを目指すとともに、市と連携し文化施策の推進を行います。

- ア 妙高和太鼓フェスティバル
- イ 妙高演劇フェスティバル
- ウ 市民企画展
- エ 邦楽の調べ
- オ My o k o ウインドオーケストラ演奏会
- カ 東京芸術大学学生による指導会
- キ みょうこう夏の絵本まつり ～みる・きく・たべる～ 長谷川義史の世界
  - ・講演会と絵本原画展
  - ・絵本朗読会
  - ・創作ワークショップ
  - ・絵本から飛び出したレストラン
- ク 小学校芸術鑑賞教室（1・2年）「かいけつゾロリ まほうつかいのでし」
- ケ 小学校芸術鑑賞教室（3・4年）「三枚のおふだ」
- コ 小学校芸術鑑賞教室（5・6年）「がらんくたうんストーリー」
- サ 中学校芸術鑑賞教室（全学年）「落語鑑賞会～寄席入門～」

#### ⑤文化ホール開館30周年に向けた取り組み

平成25年の妙高市文化ホール開館30周年に向け、岡倉天心が残したオペラ「白狐」の日本語上演のための作品制作を引き続き行います。

- ア 作曲家による翻訳・台本執筆・作曲作業の継続
- イ 演出家、プロデューサー等とともに本公演に向けた準備作業
- ウ 完成曲の一部を披露するプレイベントの開催

#### ⑥芸術文化福祉施設の管理運営と貸与

指定管理者として市より管理受託する妙高市の芸術文化福祉施設の管理運営を行うとともに、文化・福祉活動を行う市民に貸与することにより、教育・文化の向上と福祉の増進を図ります。（指定管理期間：平成25年3月31日まで）

- ア 妙高市文化ホール
- イ 新井総合コミュニティセンター
- ウ 妙高市図書館
- エ 新井ふれあい会館
- オ 妙高市新井市民の広場

(2) 収益事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第5条）

公益目的事業の推進に資するため、公益事業として行う妙高市の芸術文化福祉施設の貸与事業未使用時に、教育文化の向上と福祉の増進を図る目的以外の利用に対して施設を貸与します。なお、収益については公益目的事業の財源に充当します。